

## 研究論文

# 新制中学校カリキュラムの形成過程

## —コア・カリキュラムから総合カリキュラムへ—

水原克敏

### 序 課題と方法

本稿は、戦後改革期の新制中学校において、どのようなカリキュラムが構築されたのか、その形成過程を追究することを目的とする。小学校については、コア・カリキュラムを中心に多くの研究成果があり、筆者自身も、当時の実験学校を中心に様々なタイプの生活カリキュラムを明らかにしてきた<sup>1</sup>。しかし、新制中学校のカリキュラム研究については、中等教育制度との関連で学習指導要領の審議・作成過程から、その中等普通教育の性格を明らかにする成果は見られるものの<sup>2</sup>、学校の実態として、どのような模索がなされていたのか、その追究は不十分なままである。例えば、東京第三師範学校附属中学校では、ホプキンスのカリキュラム分類に学び、広領域カリキュラム (Broad-Field Curriculum)、相関 (Correlated)、合科 (Fused)、統合 (Integrated) などのカリキュラムや核心 (Core)、作業単元 (Unit of work) を研究し討議を重ねた結果、コア・カリキュラムに進んでいる<sup>3</sup>。これに対して、奈良女高師附属中学校では、当時の流行であったコア・カリキュラムを批判的に捉え直し、学習指導要領を基準にして、どんな中学校でも可能なカリキュラムとして総合カリキュラムを開発した。本稿では、第1・2・3章で文部省の改訂方針を確認した上で、第4章で奈良女高師附属中学校に絞ってカリキュラムの形成過程を分析する。なお、本稿でのカリキュラムのタームは、学科課程・教科課程・教育課程を含み、かつ開発的な教育指導計画も含む概念として使用する。

### 第1章 新制中学校の創設

1947 (昭和22) 年2月6日、文部省は「新学校制度の実施について」の学校教育局長談を地方長官あてに送付した。その中で、「新制中学校は、主旨としては公立学校で、3年の義務制、無月謝制、地域制をとり、なるべく男女共学とする」、「差当り22年度には一応制度として3ヵ年の新制中学校を作る」、「選抜試験は行わない」ことが明示された<sup>4</sup>。次いで、同年3月29日法律第26号の学校教育法第35条で、「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする」と規定され、満12歳より満15歳までのすべての男女を対象とした新制中

学校が発足した。文部省は、その意義について、「中学校は、小学校を修了した者の全部が進学する教育機関である。即ち、小学校に続く唯一の学校であり、できるだけ早く独立の施設を持つ学校となすべきである。これは教育の機会均等という民主的理念に基づくものである」と強調した<sup>5</sup>。6・3・3制単線型教育制度への明瞭な志向がうかがわれる。

同年5月23日文部省令の学校教育法施行規則第53・54条では、教科は必修教科と選択教科とに分けられ、「必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、図画、工作、体育及び職業を基準とし、選択教科は外国語、習字、職業及び自由研究を基準とする。」と規定された。外国語と職業は、生徒の進路によって選択する教科とされたこと、また小学校で必修教科であった自由研究が中学校では選択教科とされたことが注目されるが、同時に、「基準とする」という規定にも注目したい。

義務教育の新制中学校は、1947年度から実施された。「この制度改正は、国民はすべて中等程度の学校教育を受ける権利と義務を持つという民主的な原則に基づくもので」、同年度には中学第1学年から順次、義務制が実施された。戦前までは、同年令の国民は、小学校卒業後、様々な学校、例えば、高等小学校・中学校・高等女学校・実業学校・実業補習学校・青年学校・盲学校・聾学校などに進路がそれぞれ別れたが、戦後改革では、新制中学校の発足によって、3年制だけの単一課程（学校教育法第37条）とされ、前期中等教育がすべての国民に共通の内容として、すなわち「中等普通教育」が保障されることになった。「中等普通教育」の概念は新しいタームである。

## 第2章 1947年学習指導要領一般編と一部改正

1947年学習指導要領では、小学校を中心に詳細な説明をしているが、中学校への説明はかなり頁数が少なく、基本方針が定まらないまま実施したことが窺われるが、1. 1947年3月の学習指導要領に続いて、2. 1949年5月「新制中学校の教科と時間数」の改正、3. 1949年12月の中学校職業科および家庭科の取扱の試案作成、4. 1951年4月、中学校教育課程時間配当表の一部改正、そして1951年7月学習指導要領改訂に至る過程で、しだいに中学校の性格が確定してくる。一言でいえば、理念的な中等教育観から様々な職業人を育成する国民大衆の中学校観へと落ち着いてくるのである。

### 1. 1947年学習指導要領一般編

1947年3月20日発行の学習指導要領一般編の時間表を見ると（表1）、国語、習字、社会、国史、数学、理科、音楽、図画工作、体育、職業が必修教科で、選択教科は、外国語、習字、職業、自由研究が設定されている<sup>6</sup>。しかし、同年5月23日の学校教育法施行規則には、習字と国史は存在せず、図画と工作は独立した教科名であった点が異なり、同規則54条に違背する。教科編成が定まらずに揺れていたことがわかる。

さらに学習指導要領に先だって、文部省が最初に通知した「新学校制度実施準備の案内」（文部省学校教育局 1947年2月17日）の時間表には、3件の備考が付されており、また、教科名一覧を確認すると、習字と国史が他教科と同等に配置されており、1文字下げの表示ではない。また備考では、

表1 1947（昭和22）年3月中学校教育課程時間配当表

		7	8	9
必修科目	国語	175 (5)	175 (5)	175 (5)
	習字	35 (1)	35 (1)	
	社会	175 (5)	140 (4)	140 (4)
	国史		35 (1)	70 (2)
	数学	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	理科	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	音楽	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	図画工作	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	体育	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	職業 (農業, 商業, 水産, 工業, 家庭)	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	必修科目計	1050 (30)	1050 (30)	1050 (30)
選択科目	外国語	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	習字			35 (1)
	職業	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	自由研究	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	選択科目計	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
総計	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)	

その1, 外国語・自由研究に配当した選択時数4時間は習字（第3学年）に1時間、職業に4時間まで配当することができるとあり、進学希望者には外国語4時間、就職希望者には職業4時間などが想定されていたのであろう。そのほか自由研究が設定されたが、小学校の自由研究との接続が考慮されたのかも知れない。備考2は、選択時間を4時間から6時間まで増すことができること、備考3は、1年を35週とすることとある<sup>7</sup>。

この案内の1か月後に1947年学習指導要領一般編が出されるが、上記備考はなく、4件の説明が見られる。(1) 職業科について、小学校で独立の教科であった家庭科は、「職業科の中の一つの科目」となり、「生徒は、農、商、工、水産、家庭のうちの1科目又は数科目をきめて学習すること」、また、「男子が家庭科を選ぶ場合は、小学校での取り扱いと同じにする」ということで、内容しだいで男女共修あるいは男子だけ「家庭科を課す」ことになる。「生徒がどの科目を選択するかについては、その将来の生活について、十分考えるようにして指導して、これを決定させたい」としている。職業

科は生徒自身の進路に関わる大事な選択であると捉え、かなり重視されていたことがわかる。(2) 社会科と自由研究について、それらを「設けたわけは、すでに小学校の場合に述べたと同様である」という説明だけであるが、自由研究は小学校と違って選択教科に設定された。(3) 必修教科は、「どんな生徒でも必ず学ばなければならない教科で、時間も表にあるとおりにすることを原則」とし、選択教科は、「生徒の考えで決めるのを本来」とするが、「学校として生徒の希望を考慮してきめてもよい」とされた。その職業科は「必修で課せられるものより、いっそう深いことを学ぶ」ことが求められている。選択時間は、全体で1週4時間で「地域の事情、学校の設備」をふまえ、6時間に増加することも可能とされた<sup>8</sup>。

## 2. 1949年5月「新制中学校の教科と時間数」の改正

### (1) 教育課程行政上の意味

2年後、新制中学校の教科と時間数が改訂された。最も注目されるのは、同改正説明の末尾で、「中学校の教育計画は、学校の基準に関する法律の公布によりきめられることとなるが、それまでは本通牒に基いて実施されたい」という指示である。「学校の基準に関する法律」とは、当時検討中の「学校教育課程の基準に関する法律」（未定出・廃案となる）のことで、都道府県教育委員会が整備されることを前提に、教育課程行政（学習指導要領作成・教科書検定）の権限を文部省から教育委員会に戻す検討がなされていたのである。この公布を前提に、今回の通牒は、中継ぎとして出された改正と

表2 1949（昭和24）年5月中学校教育課程時間配当表

学 年		1	2	3
必修教科	国 語	140-210	140-210	140-210
	習 字	35-70	35-70	
	社 会	140-210	105-175	140-210
	日 本 史		35-105	35-105
	数 学	140-175	105-175	105-175
	理 科	105-175	140-175	140-175
	音 楽	70-105	70-105	70-105
	図 画 工 作	70-105	70-105	70-105
	保 健 体 育	105-175	105-175	105-175
職 業 家 庭	105-140	105-140	105-140	
小 計		910-1015	910-1015	910-1015
選択教科	外 国 語	140-210	140-210	140-210
	職 業 家 庭	105-140	105-140	105-140
	その他の教科	35-210	35-210	35-210
特別教育活動		70-175	70-175	70-175

みられる<sup>9</sup>。

## (2) 改正の要点

教科名を見ると、①習字が独立、②国史が日本史に変更して独立、③体育が保健体育に変更、④職業が必修・選択ともに職業家庭と名称変更して職業と家庭とを並置、⑤選択教科では、自由研究が廃止されて「その他の教科」を設定、そして⑥特別教育活動の新設という改正点が確認できる。当時の審議記録を見ると、個人の選択を尊重する自由研究は学校現場にとって重荷になっていたので、当時普及していたクラブ活動と「その他の教科」とに限定されたのである<sup>10</sup>。

必修教科について、「すべての生徒に全部学習させるもの」とあるだけで、選択教科については、「生徒の意志を尊重」すること、「選択教科の教育計画は、学校長及び教師が、生徒の希望、社会の必要、学校の状況及び必修教科との関連を考慮のうえ、作成すること」、さらに「その他の教科」では、「生徒の必要によって加えられるその他の教科」という説明である。中等教育的な教科別カリキュラムを配したことと生活カリキュラムを志向したこととの関係性については説明がないが、生徒の進路を就職か上級学校進学かという2つの道を想定した必修・選択教科制であったと推測できる。

時間数では、全教科共通して、140-210のように幅のある設定が採用された。必修だけの小計は、1050から1015時間に減、選択教科は、外国語が3学年とも35-140から140-210時間への増、「その他の教科」も35-210で、選択教科の時間増である。そのほか、特別教育活動が70-175時間（週2-5時間）と初めて明示されるなど、総じて、時間数は地域・学校の判断を重視した裁量幅の拡大が大きな特徴である。

## (3) 特別教育活動・生徒指導並びにホームルーム

新設の特別教育活動は、「運動、趣味、娯楽、ホームルーム活動、その他生徒会などの諸活動、社会的公民的訓練活動等を含むもの」で、「教師の適切な指導のもとに生徒が個人的又は共同的に行うもの」とされ、「教師及び学校長は特別教育活動における指導を、教師にもとづく諸経験と共に生徒に重要な諸経験を与える機会として特に重視すること」が求められている。廃止された自由研究では、文化的趣味の追求も認めていたので、一面、特別教育活動に引き継がれたことになる。

生徒指導は、「教育指導、職業指導、人格指導、社会性指導、健康指導、余暇教養指導等にわかれる」とし、「相互に有機的関連のもとに、いわゆる全人指導、生活指導として実施される」と説明された。「生徒の一人一人を調和的に成長発達せしめ、個々の生徒の人格の完成を目指すものである」と教育基本法の主旨を敷衍させつつ、「特に中学校は身体の急速な成長、自我の形成、性のめざめ等の諸特質をもつ青年前期の青少年男女を対象とするものであるから、生徒個々の成長発達に即した生徒指導を重視されたい」と、中学校生徒の身体的・生理的・心理的対応が求められている。そのためにホームルームでの指導の大切さが説かれ、「学校における家庭」の役割が要請された。「生徒を楽しみやすい雰囲気におき、生徒の諸問題をとりあげて、その解決に助力し、その個人的、社会的、公民的な成長発達をはかる」ことが目的とされた。

### 3. 1949年12月の「中学校職業科および家庭科の取扱」の試案

中学校の教育課程の基準は作成途上にあり、中等教育分科審議会では、職業科・家庭科について検討を重ねて、ようやくまとめることができた。文部省は、1949年12月に都道府県教育委員会に対して、「一つの教科として」「試案を得ました」、「これを参考とし、地方の事情に応じ適当に修正することを妨げません」と通知した。本稿は、特定の教科内容を分析することは主題としていないが、職業科・家庭科は、義務教育修了までの資質育成を直接的に担う教科であるので、その内容を重視したい。

両教科の性格に変更はないが、目標は、1. 実生活に役立つ仕事をすることの重要性を理解する、2. その基礎的な知識・技能を養う、3. 協力的な明かるとい家庭生活・職業生活のあり方を理解する、4. その社会的・経済的な知識・理解を養う、5. 家庭生活・職業生活の充実・向上を図ろうとする態度を養う、6. 勤労を重んじ、たのしく働く態度を養う、7. 仕事を科学的・能率的に、かつ安全に進めようとする能力を養う、8. 将来の進路を選択する能力を養う、という8項目である。その目標達成に向けて、仕事の領域を4分類12項目に分け、それぞれの技能・技術と知識が記述されている。第1類は、栽培・飼育・漁・食品加工、第2類は、手技工作・機械操作・製図、第3類は、文書事務・経営記帳・計算、第4類は、調理・衛生で、この分類表をもとにA例：農村の男子向（第7学年）の課程として、第1類から60時間、第2類から35時間、第3類から20時間、第4類から25時間の内容が配列されている。同様に、B例：工業地帯の男子向の課程、C例：商業地域の男子向の課程、D例：漁村地域の男子向の課程、E例：農村地域の女子向の課程、F例：商工地域の女子向の課程、G例：給料生活者の住宅地域の女子向の課程について、第7学年から第9学年まで一覧表に例示され。「各学校ではそれぞれの仕事から具体的な技能を拾いあげて指導計画を立てることが望ましい」とされている<sup>11</sup>。

要するに、中学校卒業後の就職に合致する内容をまとめたものであるが、農村地域向の課程でも、第1類から第4類までの内容が入っているので、文書事務や調理関係の職業への準備にもなっている。その中身の選択は、生徒個人の要求と社会の要請とを勘案して学校が課程内容を決定することが求められているが、地域産業の要請に対応できる人材供給が企図されていたとみられる。同時に、進学・就職に関わらず必修教科としての職業家庭科が課されていたことが注目される。特に、選択科目でしかない外国語と比較するなら、職業家庭科への重視の程が窺われる。

職業家庭科に注目して見ると、中学校は、必修・選択を合わせて、第1学年から280時間（週8時間）の職業教育や図画工作・保健体育を中心に課すことが可能となり、それに国・数・社・理等の普通科目を最低時間数にすれば、就職進路向けの国民大衆教育のカリキュラムとなる。しかし、反対に、外国語を210時間（週6時間）として旧制中学に近い国・数・社・理等の普通科目を最大限の時間に設定にすれば、上級学校進学に対応可能な学校ともなりうる。各学校によってかなりの裁量幅があり、地域のニーズに応じて、旧制中学的にも高等学校小学校的にもなれる改正であったと言える。戦前までは、複線型教育制度であったので、戦後の単線型教育制度の新制中学校では、そうした2面性をカリキュラムが背負わざるを得なかったのである。

### 第3章 1951年改訂の学習指導要領一般編及び文部省『新しい中学校の手引』（1949年）

#### 1. 1951年4月、中学校教育課程時間配当表の一部改正

1951年7月の学習指導要領改訂に先立って、表3のように、同年4月に教科名と時間数が改正された。これまで「習字および日本史は、それぞれ国語および社会の一部」であったのに、「独立教科のような誤解を与えがちであった」と反省し、学校では、「学年に固定していたために運営上不便な点」があったので、今回は、「国語および社会にそれぞれ加えて」設定したという。そうすることで、「どの学年で授けても、あるいは時間を特設せずに」、それぞれの教科の中で「融合させて授けてもよい」とされた。改正の説明はこれだけであるが、日本史と習字の位置づけがようやく決着がつき、新方針の下、間もなく出される改訂の実施を年度当初から進めようとしたものと推測される。

#### 2. 1951年改訂の教科編成と時間数の設定

さて、1951年7月改訂の学習指導要領であるが、これまで通り、必修教科は「生徒全体の共通的必要を満たすために」、そして選択教科は「生徒の個人的必要を満たす」ために設定された。この時期は、小学校も含めて「個人的必要」が重視されていたので、「各学校では事情の許す限りこの目的を果すように計画」することが、教育課程編成の原則であると確認された。習字と日本史そして保健体育の説明に変更はない。

職業・家庭科は、中学校教育から就職への仕上げの役割を担う教科として位置付けられているので、両教科への説明は、次のようにやや詳細である。「この教科は以前、職業科と呼ばれ、農業・商

表3 1951年新制中学校教科課程時間数の一部改正

学 年		1	2	3
必 修 科 目	国 語	175-280	175-280	140-210
	社 会	140-210	140-210	175-315
	数 学	140-175	105-175	140-175
	理 科	105-175	140-175	140-175
	音 楽	70-105	70-105	70-105
	図 画 工 作	70-105	70-105	70-105
	職 業 家 庭	105-175	105-175	105-175
	保 健 体 育	105-140	105-140	105-140
小 計		910-1015	910-1015	910-1015
選 択 科 目	外 国 語	140-210	140-210	140-210
	職 業 家 庭	105-140	105-140	105-140
	その他の教科	35-210	35-210	35-210
特別教育活動		70-175	70-175	70-175

業・水産・工業・家族の5つの科目に分れていた。そして、学校はこのうちの1科、または数科を選んで生徒に学習させることになっていた。ところが、この組織では広い分野にわたる職業的、家庭的な経験を生徒に与えることは困難であった。そこで、職業科に含まれていた5つの科目の内容を分析して、実生活に役立つ12項目の仕事に分け、これを中心として、家庭生活・職業生活に望ましい実践人を育成するための新たな組織がつけられた。この組織によれば、男女の生徒は、自分の興味と必要に応じて、それらの仕事のいくつかの分野を組み合わせ、学習することによって、広い仕事の経験をうることができるのである。これが改正された職業・家庭科の特質である」と説明された。中学校から就職への仕上げ教育として、広い職業的・家庭的な知識・技能と経験を与えることを目指して変更されたことがわかる。

「その他の教科」は、自由研究の趣旨を生かして設定されたもので、「学校は、生徒の希望によって、これらのうちから適切なものを選んで指導することが望まれる」と説明された。しかし、自由研究の知的な側面は教科の枠に、かつ活動的側面は特別教育活動の枠に嵌め込まれたことで、各学校運営の重荷は軽くなったものの、学校内とりわけ生徒側の「自由」な解放的気分は減衰したに違いない。

特別教育活動の領域は、ホームルーム、生徒会、クラブ活動、生徒集会の4領域を主要なものとして計画された。まず、ホームルームは、「大きな学校生活を構成する一つの単位」、すなわち、「学校における家庭」と位置付けられ、「生徒を楽しい生活のふんい気のなかにおき、生徒のもつ諸問題を取り上げて、その解決に助力し、生徒の個人的、社会的な成長発達を助成したり、職業選択の指導を行ったりするところである」と説明された。固定した部屋で、「それぞれのホームルームにひとりひとりの教師が責任をもち、組織的研究的に計画を実行するのが望ましい」と要請された<sup>12</sup>。

時間数の変更であるが、1949年5月改正によって、すでに幅のある時間数が設定されていたが、1951年改訂でも引き継がれ、改めてその意味が説かれた。要するに、各学校が年間の指導計画を作成する上で裁量が可能になったこと、そして、選択教科と時間数を増加させることで、生徒個人の選択幅が可能になるなど、各学校が社会的要請と生徒の必要に対応できる改訂であるという説明であったが、それは後述の文部省『新しい中学校の手引』で指示された生活カリキュラムの採用を意味していたのである。

### 3. 文部省編『新しい中学校の手引』の教育課程論

#### (1) 3類型のカリキュラム分析と生活カリキュラムの提案

カリキュラムづくりについては、文部省は、2年前の1949年2月に『新しい中学校の手引』（以下『手引』）を提示していた。その第3章教科課程では、「古い型の学校から新しい型の学校への転換を可能ならしめるために、多くの改変が必要となって来た」として、次の3類型のカリキュラムを分析してみせた。

第1は、Academic School 式の論理主義の上に立つ教科目中心のカリキュラムで、日本の従来型の型であるという。「教授の方法も、機械的な詰込と記憶とを主体とする注入傾聴主義となって、生徒の



興味も自発的活動も、生徒の経験もその成長力も無視せられ、主として教師の一方的指導と統制を通じて生徒をゴールに到達せしめる」。第2は、Progressive Schoolに見られる生徒中心のカリキュラムで、生徒の自発活動と興味を重視する「心理主義にその基盤」を置いているが、「生徒自体を余りにも強調し過ぎ、そのために生徒の実態を過大に理想化したことによって」「生徒の偶発的な学習となる危険」を招いたと批判した。

そして、第3は、Community Schoolの生活中心カリキュラムで、「前2者の長所短所を検討し、更に、社会の要求を教育の目標の中に大きく掲げたもの」で、それは、「個人の生徒が学校の指導の下に生活することによって得られる教育的経験の組織が教科課程である」という考えに基づくもので、「地域社会の種々のものの中から教科課程の材料を豊富に選択し、教育的に有効なものを利用しようとするものであって、生徒の社会生活の経験と学習を極めて重要視する」。地域社会は「社会を改善する生きた実験場と考えられ、学校は生徒が社会やそれに対する自分たちの関係について学習する生活活動体である」と捉える。これによって、教育は、個々の生徒の人格の完成などを目指すだけでなく、「生徒に、今日及び明日の社会のよき形成者としての共通的に必要なものを獲得させることを重視する」。「この様な教育は必然的に生活単位」「興味を中心とする活動」となり、「人と人、人と自然環境との間の関係を理解させ助けをする」こととなる。したがってカリキュラムは、「絶えず変ってゆく社会と急速に成長してゆく個人に即応して発展」する「弾力性」が求められ、学校の指導の下に生徒が得る経験のすべてを意味するようになった、と捉えている<sup>13</sup>。

それでは、新制中学校のカリキュラムはどのように構成すべきか。新しいカリキュラムは、「社会的要求と生徒の特質との間の有機的な連関の上に立って居り、生徒の生活経験と地域社会の課程的な要求の線にそって、学習は計画され教育活動の全内容は構成されなければいけない」と説明するが、同時に、「学習指導要領の基準は、学校教育法第14条に示されている様に、濫りに無視してはならない」とも文部省『手引』は注文する。これを原則に、「各科の指導要領は全く試案であって、決して最終的な枠組を示すものではなく、文部省編纂の教科書も、過渡期の変動として将来のための見本に過ぎず、検定本と共に、現場の選択に委ねられるべきものである」とまで現場の裁量拡大を明言する。実際、「現行の中学校教育課程は、全教科を必修と選択に分け、各教科の学習時数を学年別に夫々配当した程度の表に過ぎない」。「近い将来に教科の一部と時間の配当法が修正されるだろうが、現在の様に1本で各教科の時数並に1年当りの総時数を示す代りに、例えば(3-6)の様に、最少限何時間-最大限何時間の方法が採用されて、一層よく個々の学校の要求に応ずる様になるだろう」と、学習指導要領改訂の見込みを述べ、今後、「文部省案に従って、各地域、各学校が教科課程を企画構成するに当たっては、効果的な方法を考え出さなくてはならない」と論じた。「それには教科課程に関心を持っている人たち一例えば教師、生徒、父兄、校長、指導主事等一すべての人たちが参画出来る様な組織であって、民主的協力的な企画、構成、評価の技術が有効に用いられるとよい」という。

要するに、一種のカリキュラム目標設定委員会を学校ごとに設置して、「生活中心教科課程」を編成するよう、上記『手引』は求めたのである。「これからの新しい学校は、現実社会の生活の中に理

想社会の生活の姿を画き、即刻改善し解決することを迫られている幾多の生活的課題を発見し、その課題を、生徒の発達程度に即応せしめつつ、効果的、系統的に学習することが必要である」と<sup>14</sup>。

1947年学習指導要領では、教科型のカリキュラムを提示したにもかかわらず、1949年の『手引』では、明らかに生活カリキュラムを、しかも課題発見・問題解決型の学習を提案し、それを可能にするために、時間数に幅のある学習指導要領改訂がなされるという予定まで明言したことは注目すべきである。そして、その予定通り、裁量幅のある学習指導要領が、前述したように1951年に改訂されたのである。

## (2) 新しい各教科の方針

文部省『手引』はさらに、各教科についても説明する。「国語科の新傾向」として、「ことばのきゅうくつな解釈と形式にとらわれた作文に終始した古いものから、ことばのはたらきという基礎に立って、社会的要求に応ずる道具としてことばを用いる能力を養う」教科となった。国語の教科書を使って1課ずつ進む「従来のやり方は精算」して、「生徒自身の言語活動を主体として、それを伸ばすために、種々な教材が選ばれ」、「教材は、新聞、雑誌、書籍、乃至は放送やレコードの様な耳で聴くものでも、絵画や映画の様な眼でみるものでもよい」、「換言すれば、生徒の言語的経験がすべて教材としての価値を持つものと考えられる様になり」、「学校はこういった意味の伝達の技術の基礎的能力を充分に養う責任を持つところとなった」のである。

社会科では、「ややもすると、生徒の頭に倫理学、法律学、経済学、地理学、歴史学等の知識を注入」しがちであったが、「新しい社会科は、いわゆる組織的な学問によらないで、青年の現実生活の問題に基づいた社会的経験を豊富ならしめ」、「青年が社会生活を営んでゆくのに必要な、各種の能力や態度を養うことを目的とする」。「青年の将来の社会生活に対する抽象的な準備として考えられるものではなく、彼らの現在の社会生活を発展させるために計画」される。「彼らの住む社会生活の進展に必要で、民主社会の建設にふさわしい実践的な態度を備えた有用な社会人を育成することを目的とする」。そのために、①「生徒の生活に於ける具体的な問題に基づいて学習がおこなわれる」。②「問題の解決に向って種々の活動が奨励される」。「『なすことによって学ぶ』という原則は、この科の学習には特に重んぜられる」と説明された<sup>15</sup>。

生活課題を解決する問題解決の学習は、数学科・理科・音楽・図画工作・体育科・家庭科・職業科・外国語科の学習指導法についても同様で、その詳細は省略するが、文部省『手引』では、全教科の具体的な教育のあり方を提示したのであった。それは単に教科の改編に留まらず、カリキュラムの全体構成を変革する、すなわち生活カリキュラムの追究を学校現場に求めることになった。多くの中学校は、新制であるために、施設・設備が貧弱で教員の充足も不十分であったので、こうした要請に十分な対応はできなかったが、モデル・実験学校を担う多くの附属学校では、生活カリキュラムしかも問題解決学習の探究と実践がなされた。次章では、学習指導要領及び『手引』の趣旨を最もよく実現した奈良女高師附属中学校の事例を検討する。

## 第4章 奈良女高師附属中学校の総合カリキュラム

### 1. ガイダンスと総合カリキュラム

奈良女高師附属中学校は、学校教育法の中学校の目的をふまえ、「中学校における普通教育は日常生活に必要な国民に共通不可欠な基礎教育であるとともに、将来の進路選択の能力、市民性の涵養等の性格を与えることに重要な使命」を有する、「万人必須の教育である」と捉える。したがって、同校は、「生活と社会を基盤として、生徒の要求と社会の要求が合一されたカリキュラム」を計画し、かつ「ガイダンスが行われて」こそ「中学校教育の目標を達成することができる」として、「カリキュラムとガイダンスの2つの面」から実践的研究をしてきた<sup>16</sup>。その過程で、『奈良プラン ホームルーム』（1949年10月）と『中学標準教育課程』（1950年11月）を発行し、まさに同校は、新制中学校のモデルの役割を担ったのである。

中学校のカリキュラムはいかにあるべきか。同校は、当時流行していたコア・カリキュラムを批判する。「コア・カリキュラムは、生活経験を中心として社会機能としての生活活動の原理を求めて設定された中心課程と基礎的な知識技能を系統的に学習する周辺課程をもつカリキュラム」であるが、「中心課程では、生活経験を中心として設定されるから、教育内容は社会的、個人的な現実の生活課題を中心として構成される」ために「教科構造は完全に破棄」されるとして、これを問題視し、「われわれは、中学校の教育課程としてコア・カリキュラムを全面的に承服し難いものがある」と批判した。その上で、「この案の進歩性—地域社会の要求と生徒の興味や要求と一致させて行こうとする見解」には賛意を表し、総合カリキュラムの追究に至った<sup>17</sup>。

それは、総合単元を設定して、各教科がその単元との関係においてそれぞれに役割を担う、教科担任制の原則を生かしているカリキュラムである。そのあり方には、「社会科、理科、職業家庭科を中心として生活学習コースを決定し、その他の教科を協力課程として組織したコア・カリキュラムに極めて接近したカリキュラムから、各教科の単元内容の相関関係を考えた相関カリキュラムに接近したカリキュラムに至るまで多種多様の類型」があることを研究した上で、総合カリキュラムにも困難な問題があると捉える。「総合単元の設定によって」、全教科を統括しようとしても、「実際指導に当たる教師の指導」は容易ではない。「生徒の取り組む単元は一つであるが、その学習内容によって幾人かの教師」で分担するので、「生徒の学習の発展に応じて」教師全員が対応することは困難である。教師全員が「日々の学習活動の時間割の作成」について打合せと研究が必要であり、また「教師の数或は学校施設等」の条件整備が必要条件であるとした<sup>18</sup>。

全国のモデル校を自認する同校は、周到な研究をした上で、「最も平凡な教育課程を決定した」という。それは、「特別な教育組織や学級編成を要しないで、何処の学校でも容易に実施出来るような教育課程でなければならない」という方針である。同校は学習指導要領の基準を重視し、かつ、「このカリキュラムの区分をのこしてその中でできるだけ近代化」を図ることにした。総合単元との関係で「各教科の占める位置」を明確にし、「平面羅列的な各教科を立体的傾斜的に組織して、学習の深

化と発展を考える」。「教科の学習領域の不自然な統合を」避け、「中学校の教師は教科単位の免許状の所有者であり、専門教科の担任者」としての役割を重視し「教師の指導能率を高」める。要するに、「全体計画における教科の位置を明らかにして指導領域を決定」する方針である<sup>19</sup>。要するに、同校は、学習指導要領の教科配列と時間を守りつつ、総合単元との関わりで各教科専門の教師の能力を生かす構造をとる総合カリキュラムを選択したのである。

同校は、生徒の学習能力と興味、そして中学校各教科の指導内容を考慮して学年の総合主題を設定した。中学1年は「生活圏」、2年は「近代生活」、そして3年は「理想的な社会」である。その「理想的な社会」の教育目的は、「民主生活の諸問題を解決して、民主的な社会の理想的な姿と個人のあり方を考えさせる。義務教育の完了する生徒に新憲法に立脚する正しい世界観の芽ばえを与えたい」という。3つの総合主題のもと、「各教科は教科としての最も効果的であり、生活学習の趣旨にそう方針

によって独特の課程」を設けた。その

場合、「生活学習の趣旨」を直接に担う社会科と職業家庭科が中心課程とされ、その単元は、直接的な役割を果たすように編成された。例えば(表4)、第3学年の「理想的な社会」では、社会科の単元は、「民主主義・政治・経済生活・文化・世界の平和」が、また職業家庭科では、「職業と社会・よくらしの計画・僕らと社会」という単元が配置された。

他教科はこれに協力する関係になるが、教科固有の内容・計画からみて、「総合すべきか、分科すべきかは、その学習内容によって決定」した<sup>20</sup>。表4を見ると、総合主題「理想的な社会」の目的の下、8項目の目標があるが、これらは各教科が分担して担う目標である。例えば、「5 文化の発達に数量図形の果たす役割を理解しこれを用いて生活を向上させようとする態度を養う」などは数学の分担である。各教科の項に配列された単元名を見ると、どの教科も「不自然な統合」は避けて、

表 4 奈良女高師附属中学校の総合単元 (中学3年の全体計画)

3	2	1	12	11	10	9	7	6	5	4	月	教	題 主 合 綜
	和 世界 の 平	文 化	経 済 生 活	政 治	民 主 主 義							社 会	会 社 的 理 想
	会 僕 等 と 社		し よ い く ら の 計 画		会 職 業 と 社							男	4 3 2 1 的 科 学 が 人 類 の 福 祉 に 貢 献 す る 理 想 的 な 社 会 の 建 設 に 努 れ 力 し よ う と す る 態 度 を 養 う 理 解 し 世 界 平 和 を 推 進 し よ う と す る 態 度 を 養 う 理 解 し 世 界 平 和 を 推 進 し よ う と す る 態 度 を 養 う 理 解 し 世 界 平 和 を 推 進 し よ う と す る 態 度 を 養 う
	会 家 庭 と 社		し よ い く ら の 計 画		民 主 家 庭 の 建 設							女	4 3 2 1 的 科 学 が 人 類 の 福 祉 に 貢 献 す る 理 想 的 な 社 会 の 建 設 に 努 れ 力 し よ う と す る 態 度 を 養 う 理 解 し 世 界 平 和 を 推 進 し よ う と す る 態 度 を 養 う 理 解 し 世 界 平 和 を 推 進 し よ う と す る 態 度 を 養 う 理 解 し 世 界 平 和 を 推 進 し よ う と す る 態 度 を 養 う
生 科 学 と 人	光 学 器 械	通 信 機 械	用 資 源 の 利	交 通 機 械	良 物 の 改							理 科	
	ち 数 学 と 私 た の 生 活	ち 自 然 と 私 た の 協 力	ち 経 済 と 私 た の 協 力	ち 数 式 と 私 た の 生 活	ち 生 産 と 私 た の 協 力							数 学	
	日 本 語	社 会 生 活 と 事 物	文 学 と 人	造 新 聞 と 放	古 典 入 門							国 語	
	術 東 西 の 美	用 金 属 の 利	セ メ ン ト の 利 用	機 能 と 美	印 刷 美 術							図 画 工 作	
	第 五 単 元	第 四 単 元	第 三 単 元	第 二 単 元	第 一 単 元							音 楽	
史 外 國 体 育	國 際 競 技	社 会 体 育	成 長 発 達	美 身 な り の	の 正 しい 心 方							保 健 体 育	
	日 手 紙 文 文	物 米 英 の 風	会 話 ・ 劇	語 伝 説 ・ 物	童 話 ・ 詩							英 語	
	現 代 の 日 本	会 資 本 主 義 社	近 代 日 本 の 医 生	推 封 建 制 の 動	社 集 権 的 封 建							日 本 史	

それぞれの教科の系統性を維持しつつ、教科独自の見地から、一定の協力関係を結んでいる。ただし、音楽・保健体育・英語などは、それ自体の系統性によらないと教科の趣旨を貫徹できないという了解がある。日本史の内容は、2学年の総合主題が「近代生活」であるのに封建社会までしかなく、「近代日本の誕生」は3学年に入れられている（表4）<sup>21</sup>。日本史の年代順のシーケンスを維持しつつも、総合主題に向けて、一定の役割を果そうという趣旨と思われる。弱い総合ではあるが、そうすることで、各教科の存在理由や知識・技能の社会的活用につなげようという趣旨である。

## 2. 教科の意義

「教科を別々に習得した生徒は、そこで得られた知識や技能・態度を、社会に出た場合じゅうぶんに使って活動することができる」ようにしなければいけないが、「社会における実際活動は、これらの知識技能をいつも総合的に働か」せることになるので、「総合的に使う仕方」を教える必要があるが、同校は、「生徒の生活経験が深められるためには、教科がそれぞれ分担しているような要素的な経験が深められなければ十分に生活経験の総合的な発展は困難」であることを重視する。文化が未発達な段階では、親の仕事を手伝うなど、生身の総合的な経験によって知識・技能をそれなりに習得・発展できたが、「文化が発達し、社会的遺産が多くなるに従い、また社会機構が複雑になるにしたがって」、深い理解と総合的な発展は困難となる。その結果、「人間生活の中からおよそ共通した性格を持った経験をその要素に分析して、それを短期間に能率的に身につける仕方が工夫されるようになった。これが今日の教育の上にもたらされた教科の意義であるとするならば、要素的な経験を深め、これを能率的に学習させるためには、教科の分化への方向は文化の発達した段階においては必然的なものである」と捉える<sup>22</sup>。

とすれば、「今日カリキュラムが要求している全く相反する方向、すなわち、教科を出来るだけ総合的に取扱おうとする方向と、教科はできるだけ分化して扱う方が能率的であるとする方向とが、同時に満足されるようなカリキュラムの全体構造が考えられねばならない」。いわば「カリキュラム構造の中に両面を持つような構造」、すなわち、図1のように中核と周辺の二重構造のカリキュラムが必要となる。これが中核課程と周辺課程・基礎課程である。

しかし、「中学校段階なると、中心学習・コア学習の部分を完全に運営していくことのできる教師を見出すことは困難であるという事情があり」、「また周辺学習の部分といえども内容の系統づけが必要であることから、必ずしも中心の基礎として、中心学習との関連において取扱われるとは限らないし、かといって全然生活から遊離した学問的な見地からみた系統づけにしたがって学習を進めていくことは許されない。常にそこで生活力を高めることが要求される。それ故、中学校において早急にいま教科を合廃して新しく

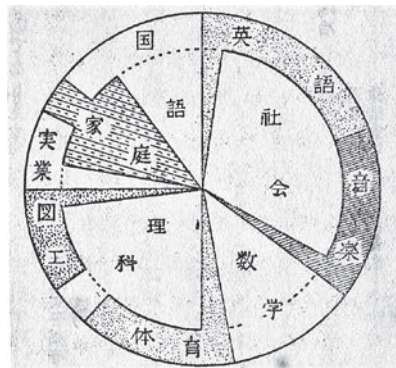


図1 学習指導の断面

教科組織を組み直していくには問題がある」という考えのもと、同校では、コアとなる総合主題への集中性を弱めて、「これに各教科がいかに密接するかにしたがって各教科がそれぞれ多少とも二重構造をもつようにして上述の要求や矛盾をなくするようにつとめてきた」という<sup>23</sup>。

その研究討議によって、総合主題を、(1) 生活の諸問題、(2) 文化生活の諸問題、(3) 民主的生活の諸問題におくこととし、これらの問題を解決する社会科を中心的な位置にすえた。「カリキュラム改造の試みは、社会科を軸として展開するに至った」というのである。「社会科の単元に可能な限りにおいて他教科が統合されていく、これがカリキュラム構造の平凡ではあるが、しかし何処でも実行され得る堅実な方向ではなかろうか」というのが同校の行きついたカリキュラム論である<sup>24</sup>。

### 3. 学習指導の方法

生活の問題解決の学習法を身に付けることで生活力がつく。ただし、中学校で扱う問題単元は、「生活活動から一応はなれて知的に反省された所にまとめられた統一体として取り上げられたもの」であって、小学校などの「生活単元の学習」とは違っている。「生活単元の学習は、単元学習の過程において次々に出会われるという種類の問題」であるが、「問題単元の場合は、一つの問題を中心にして単元が作られる」。

「問題解決の方法においても、低い段階では直接その問題を試行錯誤的に既存の経験のみを基礎として解釈しようとするが、これに対して中学校における活動は、必ずしも直接行動に訴えず、問題の解決法の見透しをつけ、過去の経験を整理し、新しい資料を獲得して、組織的な解決を企てようとするいわゆる反省的な思考があらわれてくる。中学校における問題学習はこのように反省的思考に訴えて解決していくいわゆる科学的方法である」という。こうした問題解決の学習によって、次のような問題解決の能力の育成が狙いとされた。①問題を発見する能力、②問題の性質を認識する能力、③問題を分析する能力、④資料を蒐集する能力、資料を批判する能力、⑤資料を組織する能力、仮説を立てる能力、仮説を吟味する能力、勇敢に結論を下す能力、誤った結論を放棄する能力、⑥結論を検証する能力、結論を応用する能力などである。

これらの能力を育成するには、具体的な生活経験だけでなく、各教科の知識・技能を深く習得し理解していることが不可欠の前提にあるので、同校では、当時流行していた、全教科の生活化を求めるコア・カリキュラムとはちがって、各教科内容の順序性を尊重しつつ、かつ、総合課題との関係性を求めるという二重構造の総合カリキュラムを選択したのである。

## 結 論

戦後改革期の新制中学校は、どのようなカリキュラムの模索をしていたのか、本稿では、紙数の都合上、奈良女高師附属中学校に絞ったが、群馬師範学校附属中学校及び東京第三師範学校附属中学校においても、生活カリキュラムをめざしてコア・カリキュラムを一旦試行するものの、しかし、各教科の系統的教育の必要性から緩やかな総合カリキュラムへと移行している。

群馬師範学校附属中学校の草創期では、図2のように、中核課程と関係課程を必須課程とし、さらに職業準備の選択課程、そして自治活動やクラブ活動などの協力課程などを試行したが、関係教師の計画打合せが十分にできなかったことや、学習進度の不一致と分団学習が複雑化を来たし、『『単元学習の建設』が完遂されなかった』と反省している。コアの活動を有効に進めるためには、「どうしても読んだり、書いたり、計算したり、図表にまとめたり、絵に画いたりする最小限の力が必要」で、これはコアとは「全然別個の系列の中で『練習』をする方がより有意義である」として、「周辺学習」（または関係課程、後に基礎課程）を考えたという。そして最終的には、生活の基盤は日常生活課程（特別教育活動）で扱い、ひとり社会科だけは、生活の問題解決を扱う総合学習を背負い、そして他の教科は個別に系統化と生活化を図るというカリキュラム構成となった<sup>25</sup>。これは奈良女高師附属中学校の開発したカリキュラム構成に近く、1958年改訂まで続くことになるのである。

東京第三師範学校附属中学校の論点は、中学校の性格についてである。カリキュラム研究は「小学校においては比較的成功的な例をみるが、中学校においてはその例が至って少いという事実」、これは何を示しているか。理由の第1は、「学問は次第に分科する」ので、これを中学校が担っていることによるという。小学校3・4年までは「児童の生活を中心として学習指導」できるが、学年が上がれば「分科で指導を進めた方が、学習の効果」を高めるので、「中学校となれば、この傾向は一層強く、各教科の価値を十分認識しなければならない」。第2は、「従来の小学校におけるコアは概して学級担任を中心とし、2人乃至3人の専科教員の協力による指導陣であり、ここにその長所と短所が内在している。長所の最大は、学級担任の自由な企画のもとに大胆に生活中心のカリキュラムの指導が展開できることであるが、その短所は、学級担任の能力の限界、つまり、あらゆる指導面においてたくましい指導者となり得るかどうか、得意な教科の反面、不得意な教科もあるという工合で、時によると観念のからまわりに墮する危険がある」。ところが中学校の場合、「それぞれの専門の指導者によって指導を受けることにその長所があり、これらの教官相互の連絡がみだれやすいのはその弱点である」と同校は捉える。中学校の性格を、学問の分科と専科教員の指導にあると捉えたうえで、同校は、「長所を十二分に発揮し、その短所を除去」し、かつ、「総合から分化への科学の進歩」もふまえ、「地域社会の課題の解決を中心に教材の再組織」をすることに決定した。同校は、「地域社会の課題を解くことによって、地域社会の生活を反映に導かなければならない義務を負わされている」。「地域の社会生活に存在する不合理を改良し、社会生活を

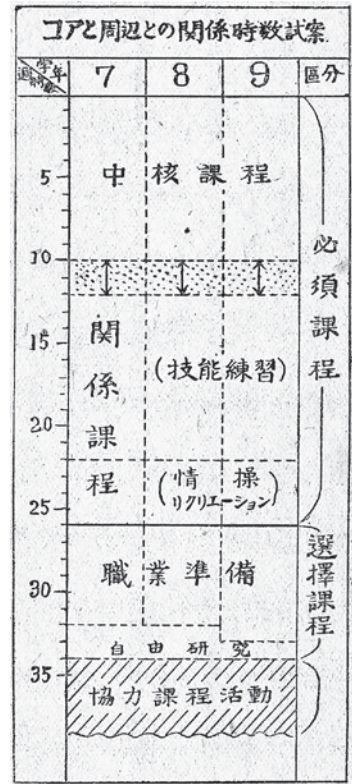


図2 群馬師範学校附属中学校のコア・カリキュラム

改造して進まなければならないとする意欲が、われわれをして、新しいカリキュラムの構成へとかりたてる」と報告している<sup>26</sup>。

以上、東京第三師範学校附属中学校に限らず、群馬師範附属中学校と奈良女高師附属中学校は、義務教育の最終段階を担う学校として地域社会の課題を解決し社会を改造する市民を育成する責任があるという認識のもと、学習指導要領の方針を実現するために、生活カリキュラム・問題解決学習を組織することに苦闘し、コア・カリキュラムから教科担任制に親和性のある総合カリキュラムへと移行したのである。奈良女高師附属中学校では、「何処の学校でも容易にできる」「最も平凡な教育課程」と説明していたが、各教科における生活との結びつきを排除することとなり、その後の系統主義カリキュラムに走る道筋を開いたと言えるかもしれない。これについては、さらに他の中学校の実践と理論的選択を丁寧に確認する必要がある。

残された課題として、カリキュラム形成について、その理論的背景と変化を促した要因の分析が必要であり、かつ、中等教育のあり方をめぐる「伝統的な中等教育観」と「国民大衆の中学校観」との相克と選択の過程の追究も欠かせない。今後の中等教育のあり方に関わるので重視していきたい。

#### 【附記】

本稿は、日本学術振興会科学研究補助金「平成28年度 基盤研究(c)」「1947年以降の教育課程の基準と幼小中高のモデル・カリキュラムに関する歴史的研究」(16k04497)の補助金による。

#### 【注】

- 1 実験学校の動向については、拙著「戦後改革期におけるコア・カリキュラムの開発研究—東京学芸大学附属小学校の『複合型カリキュラム』—」(早稲田大学 教育・総合科学学術院『学術研究』(人文科学・社会科学編)第63号 2015年3月)、同「戦後改革期における文部省実験学校の研究成果—東京高等師範学校附属小学校の3種のカリキュラム開発—」(早稲田大学教育学研究科紀要 No. 25 2015年3月)、同「文部省実験学校の教科型カリキュラムの研究開発—福沢小学校と世田谷小学校—」(早稲田大学教育学研究科紀要 No. 26 2016年3月)
- 2 稲垣忠彦・肥田野直編『教育課程総論 戦後日本の教育改革6』東京大学出版会 1971年5月、国立教育研究所『日本近代教育百年史 第6巻 学校教育』教育研究振興会 1974年8月、赤塚康雄『新制中学校成立史研究』明治図書 1978年9月
- 3 東京第三師範学校附属中学校『中学校カリキュラムの構成』同学社 昭和24年6月 31~35頁
- 4 文部省学校教育局長「新学校制度の実施について」発学50号 昭和22年2月6日(『近代日本教育制度史料 第23巻』17頁)
- 5 文部省学校教育局長「新学校制度実施準備の案内」発学第63号 昭和22年2月17日(同上書 249頁)
- 6 文部省『学習指導要領 一般編(試案) 昭和22年度』日本書籍 昭和22年3月20日 18頁
- 7 文部省学校教育局長「新学校制度実施準備の案内」(『近代日本教育制度史料 第23巻』263頁)
- 8 文部省『学習指導要領 一般編(試案) 昭和22年度』日本書籍 昭和22年3月20日 18~19頁
- 9 「新制中学校の教科と時間数」の改正、昭和24年5月28日発学第261号 学校教育局長より各都道府県教育委員会などへ、(文部省内 教育行政研究会編『教育関係例規集 第1集』港出版合作社 昭和26年7月 77~80頁、以下これによる。)
- 10 1949年12月19日第4回教育課程審議会議事録、大島文義旧蔵文書
- 11 「中学校職業科および家庭科の取扱について」昭和24年12月9日文初職第242号 初等中等教育局長より各都道府県教育委員会などへ、同上『教育関係例規集 第1集』85~116頁



- 
- 12 同上書 33～34 頁
  - 13 文部省学校教育局編『新しい中学校の手引』 明治図書 昭和 24 年 2 月 20 日 68～72 頁
  - 14 同上書 75～77 頁, 80 頁
  - 15 同上書 82～95 頁
  - 16 奈良女高師附属中学校教育研究会『中学標準教育課程』 東洋図書 昭和 25 年 11 月 4 頁
  - 17 同上書 6～7 頁
  - 18 同上書 42 頁
  - 19 同上書 43～45 頁
  - 20 同上書 46 頁
  - 21 同上書 50 頁
  - 22 同上書 75～76 頁
  - 23 同上書 76～78 頁 図は奈良女高師附属中学校・高等学校教育研究会『奈良プラン ホームルーム』 昭和 24 年 10 月 168 頁
  - 24 同上書 79 頁
  - 25 山崎喜興編著『中学校のコア・カリキュラム』 社会科教育研究社 昭和 24 年 4 月 30 日 150～158 頁
  - 26 東京第三師範学校附属中学校『中学校カリキュラムの構成』 同学社 昭和 24 年 6 月 34～36 頁